



### 時事寸考

施設長・医師の吉田晴彦です。いよいよインフルエンザ流行の季節が近づいてきました。前回に引き続き今回もインフルエンザの話、特に予防接種のことを書こうと思います。一般にワクチンの予防接種には、定期接種と任意接種があります。定期接種とは、国が特定年齢の者を対象者と定めてワクチン接種を勧めるもので、無料であったり補助金により安価であったりします。インフルエンザワクチンの予防接種では接種時65歳以上の方と、60歳以上64歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に身体障害者手帳1級相当の障害のある方が該当します。定期接種該当者には、住所地の保健所から予診票が送られてきます(既に、送付が始まっているところが多いと思います)。定期接種の自己負担額は都道府県によって異なりますが、今年、東京都では2,500円です。



定期接種に該当しない場合は、任意接種ということになります。自由診療扱いなので、料金は病院や診療所によって自由に設定され、実際に施設間の料金差は小さくないようです(ワクチン自体は基本的に同じものです)。なお、今年にはインフルエンザワクチンの納入価が上昇しており、料金も上がると考えられます。これは、

今までのインフルエンザワクチンがA型2種とB型1種を対象としていた三価ワクチンだったのに対して、今回からA型2種とB型2種を対象とした四価ワクチンとなっているからです。B型の対象株を増やした理由は調べてもよくわかりませんでした。効果についてはいずれ評価されることでしょう。

シーダ・ウォークでは、ロングステイご利用者と5泊以上滞在されるショートステイご利用者を対象に、インフルエンザの予防接種を行います。23区内または三鷹市・武蔵野市在住で、65歳以上の方は送付された予診票に記入の上、郵送または1階事務所窓口まで持参してください。上記以外に在住の方は、住所地が発行した「接種依頼書」を杉並区内の保健センターへ持参し、「杉並区予診票」を受け取って、上記と同様にしてください。いずれも2,500円かかります。予診票のない65歳未満の方は、1階事務所窓口へ申し込んでください(5,173円かかります)。

受付期間：2015年10月19日(月)から12月18日(金)まで  
実施期間：2015年10月26日(月)から12月25日(金)まで

### 栄養科より今月の一押しメニュー

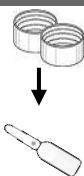
今月の行事食は、11月3日(火)「文化の日」の昼食に「いなり寿司&太巻き」をご用意します。その他には「栗ご飯」「秋野菜のカレー」「さんまの塩焼き」「ビーフシチュー」などを予定しています。

献立では季節感を大切にしており、11月後半からは内容が秋から冬に切り替わっていきます。これからだんだん寒くなってきます。しっかり食事をとり、元気にお過ごしください。

### エコキャップ活動

シーダ・ウォークでは今年度も引き続き、エコキャップを回収しています。

2015年4月から9月までの累計で20,720個、重さにして51.8kgのキャップが集まりました。これをワクチンに換算すると、およそ25人分です。今後ともご協力をお願いいたします。



### ご協力ありがとうございました

皆さまのご協力のもと、今年のシーダ祭も無事に終了いたしました。当日はお天気にも恵まれ、賑やかなお祭りとなりました。毎年恒例のバザーも、たくさんの品物を提供していただいたおかげで大好評でした。ありがとうございました。詳細は次号のシーダ・ウォーカーにて特集させていただきますので、是非ご覧ください。

### イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- 11月7日(土)ハーブコンサート  
【有馬律子さん】
- 11月28日(土)合唱コンサート  
【こーる・にこっと♪の皆さん】
- 11月29日(日)吹奏楽コンサート  
【アンサンブル・エッフェの皆さん】



※ロビーコンサートの開始時間は、すべて13時30分となります。

### Cedar Walker で法律相談

シーダ祭での「無料法律相談会」の開催をきっかけにはじまったこの連載。今回のテーマは…

#### 相続放棄

先月号で老後の破産について、お話をさせていただきました。今回は、負債を残したまま亡くなられた方がいた場合、その相続人はどうすれば良いのかをお話します。

人が亡くなった場合、その方の財産は相続人に引き継がれます。財産には、家や土地、預貯金などの積極的な(プラスの)財産のほか、借金などの消極的な(マイナスの)財産も含まれます。

遺産に積極財産しかない場合、相続人は相続を承認することになります。承認には、特別な行為が必要なわけではありません。相続人の方が亡くなり、自分が相続人になったことを知ってから3ヶ月が経過すれば、相続を承認したものとみなされます(民法921条2号)。

他方、遺産に負債しかない場合、相続人は相続を放棄することになります。相続を放棄すれば、その方は最初から相続人でなかったこととなります(民法939条)。結果、相続人として負債(借金)を引き継ぐことはなくなります。相続放棄は、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に行わなければなりません。そして、相続の放棄には家庭裁判所への「申述」という手続きが必要になります(民法938条)。被相続人の方が亡くなってから何もしないでいると、3ヶ月が経過して単純承認したことになりかねないので、注意が必要です。

遺産に資産と負債が両方ある場合には、どちらが多いのかを調査することになります。資産の方が多ければ、相続を承認した上で負債を支払うこととなりますし、負債の方が多ければ、相続を放棄するのが普通だと思います。3ヶ月で調べきれない場合には、熟慮するための期間を伸長することが認められているので(民法915条)、そのための手続きを家庭裁判所に申し立てることになります。

親御さんが生前に借りたお金があるからと言って、必ずしも子供さんが返さなければならないということはありません。相続を放棄すれば、負債の連鎖を止めることができます。

親御さんが亡くなられて、借金があるらしいものの、その全貌が分からず困っている方がおられましたら、是非お気軽にご相談ください。

桜丘法律事務所 弁護士 師子角 允彬(ししかどのぶあき)  
(電話) 03-3780-0991  
(WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2015年10月25日発行 vol.101 編集:島田・藤山・大島

# 短時間デイケアのご紹介



こんな方におすすめです！

- ★病院でのリハビリが終了した方
- ★リハビリだけを受けたい方
- ★レクリエーションを希望しない方
- ★腰痛・膝痛・関節痛・神経痛のある方
- ★「ひきこもり」の改善を目指す方
- ★いつまでも元気に過ごしたい方



※ご利用には、介護保険制度による要介護認定が必要です。

## 例)Aさんの短時間デイケア スケジュール

- 10:00 送迎バスお迎え  
★玄関までお迎えにあがります
- 10:05 バイタル測定  
★血圧・脈拍・体調確認
- 10:10 個別リハビリテーション(20分)  
★身体機能評価・在宅での機能向上を目的とした  
物理療法・ADL(日常活動)練習  
★自主練習の指導と実施
- 10:35 水分補給  
★メニューの中から好きなドリンクを  
お選び頂けます
- 10:40 運動プログラム(40分)  
★理学療法士・作業療法士が作成した平行棒練習  
セラバンド体操・歩行訓練・リハビリ器具による  
個別プログラムの実施
- 11:25 帰りの送迎  
★玄関までお送りします



今月の専門職

管理栄養士

栄養科では毎日約 350 食の食事を提供しています。

噛む力や飲み込む力が弱い方には常食のほかに軟菜食、きざみあんかけ食、摂取量が少ない時には飲むタイプの栄養補助食品をつけるなど個別に対応しています。毎月 1 日にはお赤飯や小豆粥、そして様々な行事食を用意し、夏のおやつはソフトクリームを目の前で提供するなど美味しく楽しく食べていただけるよう努力しています。在宅へ戻られる方には栄養・食事・料理方法もご説明しています。